（送付による交付）

第十四条の七　法第十六条の三第一項の規定による交付を受ける審査請求人等は、手数料のほか送付に要する費用を納付して、対象文書の写し又は対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、厚生労働省令で定める方法により納付しなければならない。

第十五条第一項第四号中「住所」の下に「又は居所」を加える。

第十七条中「署名押印しなければ」を「記名押印しなければ」に改め、同条第一号、第三号及び第四号中「住所」の下に「又は居所」を加え、同条中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六　事案の概要

七　審査請求人、原処分をした行政庁及び法第十三条第一項の規定により通知を受けた利害関係者の主張の要旨

第十八条第二項第四号及び第二十条第二項中「住所」の下に「又は居所」を加える。

第二十四条第一項第一号中「氏名及び住所」の下に「又は居所」を加え、同項に次の一号を加える。

九　法第三十八条第一項に規定する期間の経過後において再審査請求をする場合においては、同条第二項において準用する法第八条第一項ただし書に規定する正当な理由

第二十六条第一項第四号中「住所」の下に「又は居所」を加える。

第三十二条中「署名押印しなければ」を「記名押印しなければ」に、「署名押印する」を「記名押印する」に改め、同条第一号、第二号及び第四号中「住所」の下に「又は居所」を加え、同条中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六　事案の概要

七　当事者の主張の要旨

第三十三条第一項中「、第十二条」を削り、「第十四条」の下に「から第十四条の七まで」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第十四条の五第二項第二号中「管轄審査官の属する都道府県労働局」とあるのは、「労働保険審査会」と読み替えるものとする。

（国民健康保険法施行令の一部改正）

第四十三条　国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第三十条中「以下」及び「の各号」を削り、同条各号中「住所」の下に「又は居所」を加える。

第三十五条中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第十七条第二項」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十一条第二項」に改める。

第三十七条第一項中「の各号」を削り、同項第一号中「参加人」の下に「（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。次項第一号において同じ。）」を、「住所」の下に「若しくは居所」を加え、同項第二号から第四号までの規定中「住所」の下に「又は居所」を加え、同項中第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七　事案の概要

八　審理関係人（行政不服審査法第二十八条に規定する審理関係人をいう。次項第六号において同じ。）の主張の要旨

第三十七条第二項中「の各号」を削り、同項第一号中「住所」の下に「若しくは居所」を加え、同項第二号中「住所」の下に「又は居所」を加え、同項中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五　事案の概要

六　審理関係人の主張の要旨

（国民年金法施行令の一部改正）

第四十四条　国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第十四条の四の表以外の部分中「の規定により」を「において」に改め、同条の表を次のように改める。

第百一条第五項	第一項の審査請求及び再審査請求	附則第九条の三の二第五項の審査請求
	除く。）及び第四章	除く。）
第百一条の二	前条第一項に規定する処分（被保険者の資格に関する処分又は給付に関する処分（共済組合等が行つた障害基礎年金に係る障害の程度の診査に関する処分を除く。）に限る。）	附則第九条の三の二第五項に規定する処分
	社会保険審査官の決定	社会保険審査会の裁決

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正）

第四十五条　特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令（昭和四十年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第一条第四号中「審査請求（」の下に「当該都道府県知事又は」を加え、「、異議申立て」及び「又は決定」を削り、「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第二十七条」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第三十四条」に、「第四十八条及び第五十六条」を「第六十六条第一項」に、「当該都道府県知事」を「審理員（同法第十一条第二項に規定する審理員をいう。）」に、「陳述させ」を「陳述を求め」に改める。

（介護保険法施行令の一部改正）

第四十六条　介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。

第四十七条第一号中「住所」の下に「又は居所」を加える。

第四十九条中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第十七条第二項」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十一条第二項」に改める。

第五十条第一号中「若しくは居所」を加え、同条第二号中「住所」の下に「又は居所」を加え、同条第三号中「住所」の下に「若しくは居所」を加え、同条第四号中「住所」の下に「又は居所」を加え、同条中第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七　事案の概要

八　行政不服審査会の裁決

（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令の一部改正）

第四十七条　健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令の一部を次のように改正する。

第四十七条第一号中「住所」の下に「又は居所」を加える。

第四十九条中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第十七条第二項」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十一条第二項」に改める。

第五十条第一号中「参加人」の下に「（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。）」を、「住所」の下に「若しくは居所」を加え、同条第二号中「住所」の下に「又は居所」を加え、同条第三号中「住所」の下に「若しくは居所」を加え、同条第四号中「住所」の下に「又は居所」を加え、同条中第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七　事案の概要

八　行政不服審査法第二十八条に規定する審理関係人の主張の要旨